

2017年9月22日

お客様各位

株式会社MOL JAPAN

**タイ 越境陸上輸送に関する  
新関税法のご案内とお願い**

平素は、弊社サービスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

タイ税関は、新関税法において、越境陸上輸送に関する新規制を開始する予定です。この新規制は、2017年11月13日以降、政府間の合意が無い国への越境陸上輸送を禁止するもので、タイ政府との合意が無いミャンマーおよびカンボジアへの輸送が対象となる可能性があります。

タイ側でのトラブルを避けるため、タイを経由してミャンマーもしくはカンボジアへ越境する貨物の出荷をご検討されていらっしゃるお客様に於かれましては、同新規制にご留意頂き、予め Consignee 様にタイ側での貨物の引き受け・通関が問題ないことをご確認頂きますようお願い申し上げます。

尚、越境輸送貨物の現地での通関事情を加味し、同対象貨物の日本出しの船積みは、下記本船を最終船として出荷をご調整頂きます様、お願い申し上げます。

**記**

1. 対象貨物 : タイを経由してミャンマーもしくはカンボジアへ越境する貨物
2. 最終本船 : CBE/MOL SPARKLE V. 1060S(東京 9/23-24)  
KT2/OOCL BRISBANE V.147S(大阪 9/26-27)

※タイの関税法の第4章102節に本件に関する内容が記載されています(タイ語のみ)

[http://www.customs.go.th/cont\\_strc\\_download.php?lang=th&top\\_menu=menu\\_homepage&current\\_id=14223132414a505f46464b4c464b4d](http://www.customs.go.th/cont_strc_download.php?lang=th&top_menu=menu_homepage&current_id=14223132414a505f46464b4c464b4d)

以上

本件お問い合わせ;  
マーケティンググループ アジア・印パ中近東トード担当 (TEL: 03-3587-7070)